

その他施設グループからのお知らせ

1. 変更届出について

変更届出において、多数見受けられた誤りがある事項についてお知らせいたします。
今後の事務手続きの参考にさせていただきますようご確認をお願いいたします。

- (1)変更届出の期限について、事業所の所在地の変更、建物の構造、専用区画等の変更に
関しては変更予定日の 30 日前までに届出が必要です。
- (2)訪問介護又は通所介護と総合事業の指定を受けている事業所について、総合事業の
変更届出の出し忘れのないようご注意ください。
- (3)（書面）人員の変更届出は、変更のあった事項は不記載で提出をお願いいたします。
- (4)（電子）変更等の内容については、変更前の内容、変更後の内容に記載をお願いしま
す。

2. 制度改正について

令和6年度制度改正により、事業所として新たに取り組むべきこととされた事項
につきましては、当課ホームページをご確認の上、ご対応をお願いいたします。

・ [訪問介護における同一建物減算（12%減算）](#)

・ [協力医療連携加算の届出](#)

・ 同一建物集中減算（居宅介護支援） ※施設グループへの届出は不要です。

3. 介護職員等処遇改善について

令和7年度介護職員等処遇改善加算に係る処遇改善計画書の届出について、後日
当課ホームページに掲載予定です。

4. 遅延理由書について

今年度より、遅延理由書に求めていた法人印は不要とします。